



埼玉県報

第 615 号
令和 7 年(2025 年)
5 月 9 日
金曜日

目 次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 旅費システムソフトウェア賃貸借に関する入札公告（総務事務センター）
- 埼玉県社会福祉総合センターの使用料徴収事務委託（社会福祉課）
- 令和 7 年度埼玉県製菓衛生師試験の実施（保健医療政策課）
- 山田土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 矢来用水堰土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 唐子南部土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 青毛堀用悪水路土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員就任届（春日部農林振興センター）
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請（農業ビジネス支援課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 工事執行管理システム再開発業務委託に関する入札公告（県土整備政策課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- さいたま都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 埼玉県警察道路使用許可システム機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 企業局執務環境改善業務委託に関する入札公告（公営企業・総務課）

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

埼玉県公安委員会規則第 7 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

430 一般国道 4 号	越谷市大字増森4102番地から 北葛飾郡松伏町大字田島455番地まで
--------------	---------------------------------------

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 31 日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の調査を行つた地区	年 月 日 証
神川町	令和五年度	地籍図十二枚	阿久原十四地
	令和六年度	地籍簿一冊	区（大字上阿久原、下阿久原の各一部）
			令和七年五月一日

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

旅費システムソフトウェア賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年1月1日（木）から令和10年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(7) 令和2年4月1日以降に国、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）と、本調達案件と同種同規模の契約を締結し、かつ、完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 町田、石塚 電話048-830-2298（直通） 電子メールa2375-01@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月20日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月19日（木）午後1時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 令和7年6月20日（金）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年6月6日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年5月20日(火)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of Travel Expense Reimbursement System Software

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Friday, June 20, 2025

By registered mail or in person: 1:00 p.m., Thursday, June 19, 2025

(3) Date, Time, and Place of Bidding:

11:00 a.m., Friday, June 20, 2025

Computerized Administration Center, Department of General Affairs,
Saitama Prefectural Government

(4) Contact Information:

Finance, Travel Expenses, and Document Management Systems Group,
Computerized Administration Center,
Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2298

Email: a2375-01@pref.saitama.lg.jp

告示

埼玉県告示第三百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県社会福祉総合センターの使用料の徴収事務	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第三百四十八号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試 験 期 日	試 験 場 所
令和七年十月三日（金）	埼玉県県民健康センター（埼玉県さいたま市浦和区仲町三―五―一）

二 試験科目

- イ 衛生法規
- ロ 公衆衛生学
- ハ 食品学
- ニ 食品衛生学
- ホ 栄養学
- ヘ 製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する提出書類の電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページ及び受験案内については、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/seikashiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

ロ 受付期間

令和七年七月三十日（水）午前八時三十分から八月十三日（水）午後十一時五十九分まで

五 試験手数料

九千六百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表

令和七年十一月十九日（水）午前九時から十二月一日（木）午後五時まで埼玉

玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eishiken/seikashiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

七 その他

身体に障害がある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県保健医療政策課（〇四八―八三〇―三五二三）までお問い合わせください。

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、山田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 常 夫	埼玉県比企郡滑川町大字山田千一番地
同	野 澤 三 智 子	同 同 同 二千三百九十二番地一

二 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 一 郎	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千三百九十二番地一

告示

埼玉県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、
矢来用水堰土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	牧 秀 俊	埼玉県東松山市六軒町九番地二十二
同	山 田 昌 臣	同 大字下野本七百六十四番地
同	野 口 洋	同 新宿町十五番地四十七
同	山 田 栄 一	同 大字下野本六百六十六番地
同	関 口 富 雄	同 下押垂二百三十七番地
同	加 藤 喜 之	同 下野本八百四十二番地
同	山 下 喜 久 雄	同 上押垂百三十三番地
同	丸 山 泰 明	同 上野本千六百九十八番地二
同	長 島 茂	同 比企郡川島町大字長楽三百十一番地
監事	都 築 靖 夫	同 東松山市大字下野本千三十五番地
同	加 藤 和 則	同 同 七百八十九番地
同	新 井 義 明	同 同 今泉二百十九番地
同	澤 田 満	同 同 宮鼻二百八番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	牧 秀 俊	埼玉県東松山市六軒町九番地二十二
同	今 井 達 雄	同 大字下野本七百八十八番地
同	小 峰 進	同 同 今泉百二十六番地
同	都 築 靖 夫	同 同 下野本千三十五番地
同	丸 山 泰 明	同 同 上野本千六百九十八番地二
同	山 口 秀 和	同 同 下野本六百二十二番地
同	山 下 順 一	同 同 上押垂百四番地
同	山 下 幸 夫	同 同 下押垂二百二十三番地
同	片 野 博	同 比企郡川島町大字長楽五百六十一番地
監事	野 口 孝	同 東松山市大字今泉百十三番地

同 同 同

加 山 松
島 口 本
近 泰
男 功 美

同 同 同

同 同 同

同 同 同
同 同 下
同 同 野
同 同 本
同 同 七
同 同 百
同 同 九
同 同 十
同 同 一
同 同 番
同 同 地
同 同 一

告
示

埼玉県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、唐子南部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一	就任	職名	氏名	住所
	理事	関口哲夫	埼玉県東松山市大字神戸六百七十五番地	
	同	市川常雄	同	同 千二百七十五番地二
	同	森正夫	同	同 千四百二十三番地二
	同	関口和雄	同	同 七百三十一番地
	同	中澤日和	同	同 千三十五番地三
	同	安保修	同	同 千三百三十六番地一
	同	潮田学	同	同 下唐子九百七十二番地二
	同	天野実	同	同 千二百六十八番地
	同	天野栄	同	同 千五十七番地五
	同	野口一恵	同	同 葛袋千四十三番地
	同	野口高司	同	同 八百四十九番地
	監事	小川邦男	同	同 神戸千七百番地
	同	戸井田忠久	同	同 下唐子三百三十二番地二
	同	長谷部高治	同	同 葛袋七百五十七番地
	同	関根文男	同	同 下野本千四百十二番地
二	退任			
	職名	氏名	住所	
	理事	嶋田初枝	埼玉県東松山市大字神戸六百九十四番地	
	同	森田正美	同	同 千十番地三
	同	関口辰平	同	同 千八十六番地
	同	関口山治	同	同 九百二十八番地五
	同	大野春貴	同	同 千四百二十番地一
	同	小澤勉	同	同 千六百六十番地
	同	金子和義	同	同 下唐子千五百九十九番地二
	同	戸井田忠純	同	同 三百十四番地

[illegible]

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、青毛堀用恵水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 就任

職名	氏 名	住 所
理事	野 本 祐 一	埼玉県加須市久下一丁目四十一番地三
同	松 本 茂 樹	同 礼羽二百六十九番地
同	長 沼 清	同 平永千七十番地一
同	関 口 芳 男	同 志多見百六十八番地一
同	江 原 正 子	同 串作三百八番地一
同	細 田 一 明	同 上高柳六百五番地
同	川 島 孝 之 同	同 戸崎三十番地
同	平 澤 義 夫	同 下高柳千三百六十四番地
同	堀 越 浩 代	同 水深五百五十六番地一
同	梅 田 繁 雄	同 南大桑千百九番地
同	神 谷 久 男	同 川口五十二番地
同	小 暮 行 雄	同 久喜市鷺宮千五百七番地一
同	宮 城 与 四郎	同 中妻千二百七十一番地一
同	坂 本 博	同 古久喜六百七十四番地三
監事	松 本 靖 夫	同 加須市礼羽二百八十三番地
同	芝 崎 克 行	同 戸崎千三百七十四番地
同	田 島 啓 司	同 船越三百一番地
同	森 田 晃	同 久喜市鷺宮千七百三十九番地

二 退任

職名	氏 名	住 所
理事	木 村 重 雄	埼玉県加須市久下五丁目二百八十三番地
同	平 澤 義 夫	同 下高柳千三百六十四番地
同	田 中 光 壽	同 久喜市野久喜七十七番地一
同	松 本 茂 樹	同 加須市礼羽二百六十九番地
同	松 村 貢	同 志多見三百五番地一

理事	関口芳男	埼玉県加須市志多見百六十八番地一
同	町田辰男	同 串作五百二十五番地一
同	細田一明	同 上高柳六百五番地
同	川島孝之	同 戸崎三十番地
同	齋藤勇	同 水深二千百七十番地
同	中里美信	同 南篠崎千四百二十三番地
同	神谷久男	同 川口五十二番地
同	小暮行雄	同 久喜市鷺宮千五百七番地一
同	宮城与四郎	同 中妻千二百七十一番地一
監事	長沼清	同 加須市平永千七十番地一
同	芝崎克行	同 戸崎千三百七十四番地
同	田島啓司	同 船越三百一番地
同	根岸徳夫	同 久喜市青毛七百九十二番地

告
示

埼玉県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住

所

監事 関根精一 埼玉県幸手市大字榎野地三百八十三番地

埼玉県幸手市大字榎野地三百八十三番地

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県加須市杓子木字堤外七百十六番	田	一、六六四・〇〇
埼玉県加須市杓子木字大道東二十番	田	九六八・〇〇
埼玉県加須市杓子木字大道東二十一番	田	九六〇・〇〇
埼玉県加須市杓子木字大道東二十二番	田	一、九一三・〇〇
埼玉県加須市杓子木字大道東二十九番	田	九六六・〇〇
埼玉県鴻巣市笠原字株柳三千三百五十五番	田	二九七・〇〇

二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十三条第一項第一号に該当。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

四

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県加須市杓子木字堤外七百十六番	令和八年一月一日	八年	〇円

埼玉県加須市杓子木字大道東二十番	令和八年一月一日	八年	〇円
埼玉県加須市杓子木字大道東二十一番	令和八年一月一日	八年	〇円
埼玉県加須市杓子木字大道東二十二番	令和八年一月一日	八年	〇円
埼玉県加須市杓子木字大道東二十九番	令和八年一月一日	八年	〇円
埼玉県鴻巣市笠原字株柳三千三百五十五番	令和七年十二月一日	十年	七千百五十円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ 提出期限

令和七年五月二十三日

ロ 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町般若字高指二五一七番一、二五一八番一、二五三二番、二五三四番一、二五三六番一、二五三八番、二五三九番、二五四三番、二五四八番一から二五四八番三まで、二五四九番、二五五二番一、二五五四番一、二五五五番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高指二五一八番一、二五三四番一、二五三六番一、二五三八番、二五三九番、二五四三番、二五四八番一、二五四八番二、二五四九番（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

工事執行管理システム再開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県県土整備部県土整備政策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係

がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 国又は地方公共団体において、建設工事又は建設工事に係る業務委託の進捗管理、予算管理又は成績評定のいずれかに関するシステムと同等以上のシステムを構築した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 渡辺 電話048-830-5199（直通） 電子メールa5250-09@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

入札説明書による。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月9日（月）午後4時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月9日（月）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月9日（月）午後4時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県県土整備部県土整備政策課 令和7年6月10日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年5月28日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

なお、この公告及び入札説明書等に記載のない事項は、埼玉県業務委託低入札価格調査制度実施要領の規定によるものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 5 月 13 日 (火) 午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Replacement of Construction Management System

(2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System

From Tuesday, June 3 until 4:00 p.m. Monday, June 9, 2025

(3) Submission Period for Bids by Registered Mail or in Person:

From the day your application is approved until 4:00 p.m. Monday, June 9, 2025

(4) Contact Information

Land Development Policy Division

Department of Land Development

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-5199

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇〇六―二四―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県幸手市南三丁目地内

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千七十五立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百五十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―一三―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字今泉字大口三百三番一外七十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千百九十八・九二立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百五十九号

さいたま市からさいたま都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十一号

さいたま市からさいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十三号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画道路三・三・一号保谷朝霞線、三・四・二号東京小諸バイパス

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

新座市道場一丁目、堀ノ内一丁目、馬場四丁目、馬場一丁目、畑中一丁目、

畑中二丁目、畑中三丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

堀ノ内一丁目、馬場四丁目、畑中一丁目、畑中二丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市まちづくり
未来部都市計画課

四 縦覧期間

令和七年五月九日から令和七年五月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画道路三・四・八号黒目川通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

新座市畑中三丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

新座市畑中三丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市まちづくり未来部都市計画課、朝霞市都市建設部まちづくり推進課、志木市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和七年五月九日から令和七年五月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によりさいたま市からさいたま都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県警察道路使用許可システム機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年2月28日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課企画係 飯塚 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月27日（金）午前11時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月26日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月27日（金）午前11時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年6月27日（金）午前11時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年6月5日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和7年6月5日（木）午後3時までに3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（別記様式 4）を令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時までに埼玉県入札審査課に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A Lease of Device for Saitama Prefectural Police Permission for Road Use System

(2) Time-limit for tender:

[By the electronic tender system] by 11:20 a.m. on June 27, 2025

[By registered mail] by 5:00 p.m. on June 26, 2025

[In person] by 11:20 a.m. on June 27, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone: 048-832-0110 (Ext. 2245)

告 示

埼玉県公営企業告示第二十七号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 次 の と お り
一 般 競 争 入 札 に 付 す る 。

令 和 七 年 五 月 九 日

埼 玉 県 公 営 企 業 管 理 者 板 東 博 之

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

企業局執務環境改善業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年12月5日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県庁職員会館2階及び4階

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和7年埼玉県公営企業告示第7号）に基づき、業種区分が「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：家具、小分類：鋼製家具類」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参

加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり、入札説明書に示す必要な書類を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和7年6月4日（水）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3(3)に定める機関に電子メール、郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）又は持参により提出する。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）又は持参により提出する。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局総務課総務・調整担当

（電話番号）048-830-7015（直通）

（メール）a7010@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和7年6月11日（水）午後4時までにシステム、電子メール又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後4時（必着）

(2) 提出方法

4 (3)に定める機関に電子メール、郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスに限る。）又は持参により、質問書（別添様式2）を提出する。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(3) 質問票の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局総務課総務・調整担当

（電話番号）048-830-7015（直通）

（メール）a7010@pref.saitama.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年5月30日（金）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和7年6月13日（金）午前9時から令和7年6月19日（木）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに契約金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5 (3)に定める機関に入札書（別添様式3）を期限までに提出する（必着）。

なお、郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスに限る。）又は持参により提出する。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局総務課総務・調整担当

（電話番号）048-830-7015（直通）

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館2階 埼玉県企業局総務課執務室

令和7年6月20日（金）午前10時

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年5月30日（金）までに下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

この場合、上記3(2)に定める書類に加え、競争入札参加資格の申請中であ

ることが確認できる書類も提出すること。

なお、開札日において資格を取得していない場合は、入札に参加する資格を有しないものとする。

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

7 Summary

(1) Required Work:

Workplace Enhancement Program for Saitama Prefectural Government Public Enterprise Bureau

(2) Deadline for Submission of Bidder Qualification Application Documents and Related Documents:

Wednesday, June 4, 2025, 16:00 (JST)

(3) Bid Deadline:

Thursday, June 19, 2025, 16:00 (JST)

(4) Notes:

All procedures will be conducted exclusively in Japanese.

(5) Additional Information:

For details, please refer to the "Bidding Instructions" (available in Japanese only).

(6) Contact:

Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government, General Affairs Division

Address: 3-14-21 Takasago, Urawa-ku, Saitama City, Saitama Prefecture, 330-0063, Japan

Phone: +81-48-830-7015 (Japanese only)